

令和7年度(2025年度)

償却資産申告の手引

1 申告が必要な方

令和7年1月1日現在、大多喜町内に償却資産を所有している方

2 提出期限

令和7年1月31日(金)

- ・申告期限が近づきますと窓口が込み合うため、1月17日(金)までの提出にご協力ください。

3 提出書類

提出書類	提出枚数	備考
償却資産申告書 (償却資産課税台帳)	1枚	1枚目は提出用になります。 2枚目は本人控えになります。
種類別明細書 (増加資産・全資産用)	1枚	2枚目は本人控えになります。

郵送による申告で、「控用」に受付印を希望される方は、**切手を貼った返信用封筒**を同封してください。

4 提出先および問合せ先

〒298-0292 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜93番地
大多喜町役場 税務住民課 課税係
電話 〈0470〉 82-2122 FAX 〈0470〉 82-4461

大多喜町の償却資産(固定資産税)の申告は **エルタックス eLTAX** を利用して電子申告ができます。
エルタックスは地方公共団体が共同で運営する地方税の総合窓口システムです。

◆ 利用手続きなどの詳細は、エルタックスホームページで! <https://www.eltax.lta.go.jp/>

エルタックス

で

検索

できます。

目 次

1 申告にあたっての注意事項…	1	5 国税との主な違い……………	10
2 償却資産とは……………	2	6 参考	
(1) 家屋に含まれず償却資産の 対象となるもの……………	3	評価額の計算方法……………	11
(2) その他注意が必要な資産……	3	償却資産 Q & A……………	12
(3) 家屋と償却資産の区分…………	4	7 償却資産の申告	
(4) 業種別の主な償却資産…………	5	(1) 償却資産申告書の記入例……	15
3 償却資産課税のしくみ…………	6	(2) 種類別明細書の記入例…………	16
4 課税標準の特例・非課税……	7	(3) 償却資産とその耐用年数……	17

1 申告にあたっての注意事項

- **資産の増減がない場合でも、必ず申告してください。**(15 ページの【18】をご覧ください。)
- 前年中に**休業または廃業された方**、事業を行っているが**償却資産をお持ちでない方は、その内容を申告書の備考欄に記入して提出してください。**(15 ページの【18】をご覧ください。)
- **決算期以降、賦課期日（1月1日）現在までの間の取得資産**について、申告もれのないようにしてください。なお、台帳等が未整理のため申告書に記入できなかった資産については、台帳等の整理がつき次第修正の申告をしてください。

注）本年度申告分で申告もれ資産がある場合には過年度にさかのぼって課税されます。

- 申告書の書き方がわからない場合は、下記の書類をお持ちのうえ、お早めにご相談ください。
《お持ちいただくもの》

確定申告書、固定資産台帳又は減価償却内訳明細書

その他、減価償却資産の明細のわかる書類（アパート等を新築された方は、工事見積内訳書）

※押印は不要です。

- **電算処理による全資産申告をされる場合**

毎年1月1日現在の全資産の内容を申告してください。また、本町から送付した「償却資産申告書」は必ず同封してください。

申告しない場合又は虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合は、地方税法第 386 条及び大多喜町税条例第 75 条の規定により過料を科されることがあります。また、虚偽の申告をした場合は、地方税法第 385 条の規定により罰金を科されることがあります。

2 償却資産とは

会社や個人の方が事業を営むために所有している構築物、機械・装置、車両・運搬具、工具・器具・備品などの資産を償却資産といい、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。（3～5 ページの表をご覧ください。）

ただし、次のものは除きます。

申告の必要のないもの

- ・ 建物本体及びその所有者が施工した設備等で固定資産税の取り扱い上家屋評価されるもの
(例)屋内の電気設備、屋内の給排水衛生設備、床壁天井などの内装等
- ・ 鉱業権、漁業権、特許権、ソフトウェアなどの無形固定資産
- ・ 繰延資産
- ・ 書画・骨董品など時の経過により価値が減少しない資産
- ・ 自動車税（種別割）・軽自動車税（種別割）の対象となる自動車・軽自動車・原付・オートバイ・小型特殊自動車（注）（カーナビ、オーディオ等附属設備を含む）

（注）小型のフォークリフトは事業所構内のみで使用するものでも軽自動車税（小型特殊自動車）の対象となりますので、税務住民課又は出張所にてナンバー登録をしてください。
⇒詳しくは 13 ページをご覧ください。

- ・ 取得価額が少額の減価償却資産のうち申告対象外のもの（以下の表をご覧ください）

少額の減価償却資産について

固定資産税（償却資産）において申告の対象から除外する、いわゆる「少額資産」については、地方税法の規定により、①取得価額 20 万円未満の資産のうち 3 年間で一括償却したもの、②取得価額 10 万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの、③ファイナンスリース取引に係るリース資産で取得価額が 20 万円未満のものをいいます。

このことから、租税特別措置法の中小企業者の少額資産特例制度を適用して即時償却した資産については、**固定資産税（償却資産）の申告が必要です。**

取得価額	個別償却	中小企業者特例 ※1	① 3 年一括償却 ※2	② 一時損金算入 ※3	③ ファイナンス リース※4
10 万円未満	対 象 申告が必要 です			対象外	
10 万円以上 20 万円未満		対 象 申告が必要です	対象外		対象外
20 万円以上 30 万円未満					対 象 申告が必要です
30 万円以上					

※1 中小企業者の少額資産特例制度により即時償却するもの（租税特別措置法第 28 条の 2、第 67 条の 5 ほか）

※2 3 年で均等償却するもの（法人税法施行令第 133 条の 2 第 1 項・所得税法施行令第 139 条第 1 項）

※3 耐用年数が 1 年未満又は取得価額 10 万円未満で一時に損金算入するもの（法人税法施行令第 133 条、所得税法施行令第 138 条）

※4 法人税法第 64 条の 2 第 1 項、所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース資産

(1) 家屋に含まれず償却資産の対象となるもの 注) 申告が必要です

家屋の付帯設備等の中にも、家屋に含めず、償却資産として申告が必要なものがあります。

区 分	申 告 が 必 要 な 資 産 例
特定の生産又は事業に供される設備	・生産活動用に使用される動力配線、給排水・ガス・エアー配管等 ・飲食店、ホテル、病院などの営業用の厨房設備又は洗濯設備 ・工場用ベルトコンベアー ・LAN配線 等
独立した機器としての性格が強いもの	・ネオンサイン、スポットライト、投光機等 ・受変電設備 ・ルームクーラー ・電話機、交換機 ・拡声器 ・局所式給湯器 等
家屋として認められないもの	・基礎のない簡易倉庫、プレハブ建物 ・テントハウス ・壁のないカーポート、自転車置き場、ごみ置場 等
家屋と構造上一体となっていないもの	・屋外給排水設備 ・屋外ガス設備 ・独立看板 ・屋外電気設備 ・簡易間仕切り ・門、塀 ・陳列棚、カウンター 等
家屋の所有者以外の者が取り付けけた家屋附帯設備	貸し店舗・工場等のテナントが取り付けけた内装、電気設備、ガス設備、給排水設備、造り付け家具などはテナント（賃借人）の償却資産として申告が必要です

(2) その他、注意が必要な償却資産 注) 申告が必要です

区 分	申 告 が 必 要 な 資 産 例
1 遊休資産・未稼働資産	稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産 既に完成しているが、まだ稼働していない資産
2 簿外資産	会社の帳簿に記載されていない償却資産
3 償却済資産	減価償却を終わり、残存価額のみ帳簿に計上されている資産
4 減価償却を行っていない資産	赤字決算などのため減価償却を行っていないが、本来減価償却が可能な資産
5 少額の減価償却資産	使用可能な期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の資産であっても、耐用年数を用いて減価償却している資産（3年間で均等償却している一括償却資産を除く）
6 中小企業者の少額資産特例	地方税法上は租税特別措置法に基づく即時償却が認められません。通常の資産と同様に扱われ、法定耐用年数を使用します。
7 資本的支出	資本的支出（改良費）として資産計上した資産（新たな資産とみなし、改良された本体と区分して申告してください。）
8 建設仮勘定の資産	建設仮勘定中でも、1月1日現在一部が完成し使用されている資産
9 割賦販売で購入した資産	原則として、買主が申告してください。
10 大型特殊自動車	建設機械、工業用機械などで自動車登録番号の分類番号が9、90～99、900～999のもの、または0、00～09、000～099のもの

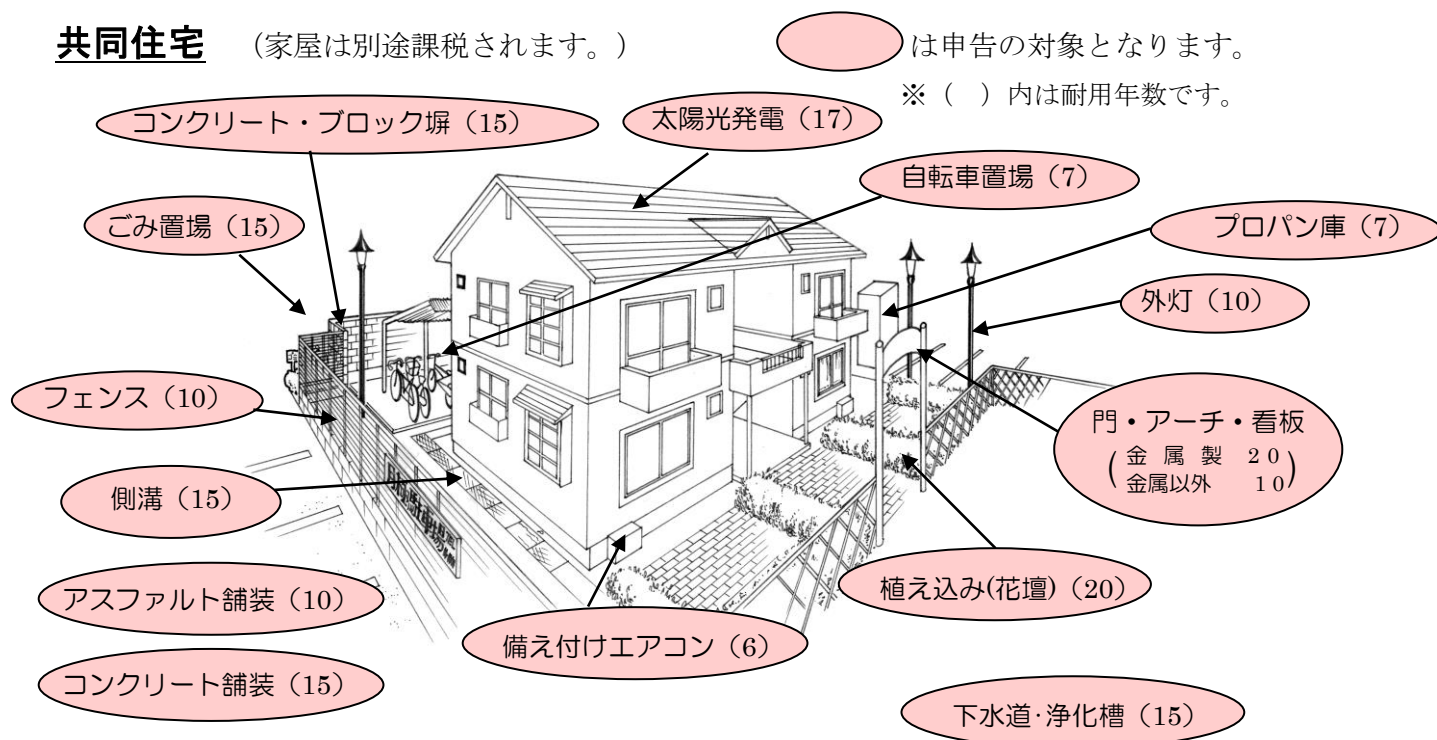
(3) 家屋と償却資産の区分

	償 却 資 産 と し て 取 扱 う も の	家 屋 と し て 取 扱 う も の
電 力 設 備	受変電設備、予備電源設備、工場用動力配線、発電設備等	左記以外の屋内配線
照 明 設 備	ネオンサイン、スポットライト、投光機等	固定された一般照明用器具
中央監視制御設備	中央監視制御装置一式（配線を含む）	
電 話 設 備	交換機、電話機、電源装置等	配線、配管
呼出信号設備並びに 拡 声 装 置	マイクロホン、拡声器、増幅器、混声器、演奏器等	電鈴、ブザー、配線、配管
電 気 時 計 装 置	時計本体、充電器、蓄電池、継電器、タイムレコーダー等	配線、配管
冷 暖 房 設 備	ルームクーラー、独立煙突及び煙道等	家屋と構造上一体となった空調設備一式
換 気 設 備	扇風機、ウィンドクーラー、工業用送風装置等	換気扇、ベンチレーター
給 排 水 設 備	井戸、屋外給排水設備（下水道接続工事も含む）、量水器、事業用給排水設備	左記以外の屋内給排水設備
給 湯 設 備	局所式給湯器、局所式給湯のボイラー及び付属品等	中央式給湯設備のボイラー及び貯湯槽
ガ ス 設 備	屋外供給本管、メーター、事業用ガス設備一式	左記以外の屋内配管
消 火 設 備	ホース、ノズル、手提式消火器、屋外の消火栓等	屋内に取り付けられた消火栓、スプリンクラー、ドレンチャー
運 搬 設 備	ベルトコンベアー、気送管設備の気送子、ホイスト等	リフト、エレベーター、エスカレーター、気送管、メールシュート
サ ー ビ ス 設 備	厨房設備、洗濯設備等	造り付けの調理台・流し台
劇 場 特 殊 設 備	移動性の舞台設備、映写設備等	造り付けたもの
銀行・店舗等の設備	営業台、商品販売台、陳列棚、スクリーンカウンター等で容易に取外しのできるもの	大型金庫扉、固定された営業台
店 舗 及 び 事 業 用 備 造 作 設 備	事務所、店舗等の簡易間仕切り（ボルト締めで床に固定してある程度のもので簡単に撤去・付設のできるものを含む）	家屋と構造上一体性の強いもの
上屋・車庫・倉庫等	周壁が3方向未満で独立したものの基礎のない簡易建物、テントハウス等	周壁を3方向以上備え、外界と遮断された空間を有するもの
キ ャ ノ ピ ー	家屋から独立しているもの	家屋と構造上一体となっているもの
太 陽 光 発 電 設 備 ※ 1 4 ページ参照	ソーラーパネル（建材一体型は除く）	建材一体型ソーラーパネル
そ の 他	看板、広告塔、門、塀、庭園、人工芝、防火壁、日よけ等	避雷設備一式

(4) 業種別の主な償却資産の内容

業 種	主 な 償 却 資 産 の 内 容
各業種に共通するもの	駐車場設備、受変電設備、舗装、庭園・植栽、門、塀、外構、看板、浄化槽、中央監視制御装置、簡易間仕切、発電設備、応接セット、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、テレビ、レジスター、金庫等
喫 茶 ・ 飲 食 店	厨房設備、自動販売機、接客用家具、カラオケ、冷蔵庫、冷凍庫等
理 ・ 美 容 業	理・美容椅子、消毒殺菌器、タオル蒸器、ドライヤー、赤外線灯、洗面設備、パーマ器、サインポール等
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機、脱水機、ドライ機、プレス、ミシン等
小 売 業	冷蔵ストッカー、陳列ケース、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫等
食 肉 ・ 鮮 魚 販 売 業	冷凍庫、冷蔵庫、陳列ケース、肉切断機、挽肉機、電子秤等
自 動 車 修 理 業	旋盤、プレス、リフト、コンプレッサー、充電器、測定・検査工具、看板、構内舗装等
工 場	旋盤、ボール盤、フライス盤、研削機、プレス機、金型、洗浄給水設備、溶接機、貯水設備、ガス配管、エアー配管、動力配線等
ガソリン給油所	ガソリン計量機、リフト、充電器、コンプレッサー、洗車機、照明設備、看板、地下タンク、独立キャノピー等
開 業 医	レントゲン機器、消毒殺菌用機器、手術機器、調剤機器、光学検査機器、歯科診療用ユニット等
建 設 業	ブロックゲージ、トランスショッパー、ポンプ、発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー等
農 業	耕運機、稲刈機、トラクター・コンバイン（大型特殊のみ）、ビニールハウス、きのこ栽培用ほだ木、ぶどう棚、農業用設備等
不 動 産 賃 貸 業	駐車場舗装、自転車置場、屋外給排水設備、浄化槽、下水道接続工事、フェンス、側溝等（共同住宅の場合は下記参照）

共同住宅（家屋は別途課税されます。）



3 償却資産課税のしくみ

① 毎年1月31日期限 償却資産申告書の提出・受付

毎年1月1日現在の償却資産の状況を申告していただきます。

② 償却資産の評価

提出いただいた申告書の内容をもとに評価を行います。
評価額は、11 ページの計算方法に基づき、算出します。

③ 価格の決定

償却資産の評価に基づいて、毎年3月末日までに固定資産（償却資産）の価格等を決定します。

（1）課税標準額

決定した価格（評価額）が原則として課税標準額となります。

（2）税額

$\text{課税標準額} \times 1.4\% \text{（税率）} = \text{税額}$ となります。

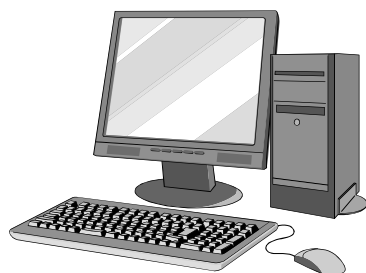
●**免税点**…課税標準額（償却資産の合計額）が、150 万円未満の場合には課税されません。ただし、申告は必要です。

④ 納税通知書の発送：4月中旬

土地や家屋を所有している場合、ひとつの納税通知書にまとめてお送りします。
納期は1期（4月）・2期（7月）・3期（12月）・4期（2月）の4回です。

⑤ 実地調査

申告書受理後、地方税法に基づいて実地調査を行うことがありますので、その際はご協力をお願いいたします。また、実地調査に伴って修正申告をお願いすることがありますが、その場合の課税は**申告した年度だけでなく過年度にさかのぼって課税されます**ので、予めご承知おきください。



4 課税標準の特例・非課税・減免

1 課税標準の特例

固定資産税の課税標準の特例が適用される資産とは、地方税法第349条の3、同法附則第15条、第15条の2及び第15条の3に規定される一定要件を備えた償却資産で、固定資産税が軽減されます。新たに特例適用資産を取得された場合は、《固定資産税課税標準特例適用申告書》に必要事項を記載のうえ、事実を証明する書類等を添付して税務住民課へ提出してください。

※《固定資産税課税標準特例適用申告書》は、税務住民課又はホームページにあります。

(令和6年12月1日現在・抜粋)

適用条項		設備の種類	適用期間	特例 課 税 率	添付書類
地方 税法 349 条の3	第3項	農業協同組合、中小企業等協同組合の共同利用施設で政令で定めるもの	新設後 3年度分	1/2	・政府の補助等の交付要項 又は法定通知書の写
法 附 則 第 15 条	第1項	流通機能の高度化に寄与する倉庫の附属機械設備	新設後 5年度分	3/4	・運輸局長の証明の写 ・機械設備の内容が分かる資料、図面等の写
	第2項	公共の危害防止のための処理施設（污水・廃液処理施設、指定物質の排出・飛散抑制施設、産業廃棄物処理施設、下水道除害施設）	令和6年4月1日～令和8年3月31日までの間に取得	1/3 ～ 3/4	・処理施設設置届出書の写 ・処理過程図
	第7項	電気を動力源とする自動車で、総務省令で定めるものに水素・可燃性天然ガスを充てんするための設備	取得後 3年度分	5/6	・処理過程図 ・その他設備の実態のわかる資料、図面等の写
	第25項 (※1)	電気事業者業による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定開発設備	取得後 3年度分	2/3 ～ 3/4	・補助事業者等が交付する補助金等が確定したことがわかる書類 ・設備の内容のわかる資料（仕様書・見積書等）
	第44項 (※2)	中小企業者等が、先端設備等導入計画に基づき取得した先端設備	取得後 3年度分	1/2	・計画の申請書及び認定書の写 ・工業会等による使用等証明書等の写

◎ (※1)、(※2)、については8、9ページをご参照ください。

※1 第25項 太陽光発電設備に係る課税標準額の特例について

① 対象となる設備

令和6年4月1日から令和8年3月31日までの期間で、経済産業省による「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の認定を受けたものを除く一定の太陽光発電設備となります。

※ペロブスカイト太陽電池を使用し、「グリーンイノベーション基金補助金」を受けて取得した、1,000kW未満の設備または認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得した一定の設備。

② 特例の適用期間および適用率

新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、設備規模が1000Kw未満の課税標準額は3分の2、1000Kw以上の課税標準額は4分の3の額となります。

③ 必要な添付書類

- ・補助事業者等が交付する補助金等が確定したことがわかる書類の写し
- ・設備の内容のわかる資料（仕様書・見積書等）

※2 第44項 先端設備に係る課税標準額の特例について

① 対象となる資産

先端設備等導入計画の認定を受けており、先端設備等導入計画に基づき新規で取得された以下の該当する資産となります。

資産の種類	1台あたりの取得価額	取得時期	対象者	その他
機械及び装置	160万円以上	R5.4.1～ R7.3.31	・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人 ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち従業員数が1,000人以下の法人 ・従業員数1,000人以下の個人事業主	・労働生産性が年平均3%以上向上すること ・年平均の投資利益率が5%以上となること
測定工具及び検査工具	30万円以上			
器具及び備品	30万円以上			
建物附属設備 ※家屋と一体となって効用を果たすものを除く	60万円以上			

◎ 詳しくは中小企業庁のホームページ(<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/>)にてご確認ください。

② 特例の適用期間および適用率

新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、対象資産の課税標準額が1/2となります。

③ 必要な添付書類

- ・先端設備導入計画の「申請書」及び「認定書」の写し
 - ・「工業会等による中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び先端設備等に係る生産性向上要件証明書」の写し
- (注) リース取引が行われリース会社が申告する場合は上記に加え、以下も必要となります。
- ・「リース契約書」の写し
 - ・公益社団法人リース事業協会が確認した「固定資産税軽減計算書」の写し

2 非課税

非課税とされる償却資産（非課税適用資産）とは、地方税法第348条に規定される一定要件を備えた償却資産をいいます。非課税適用資産を取得された場合は、《固定資産税非課税適用申告書》に必要事項を記載のうえ、添付資料とともにご提出ください。

※ 《固定資産税非課税適用申告書》は、税務住民課又は町ホームページにあります。

3 減免

償却資産が、火災、風水害、震災などで被害を受けたときなど、大多喜町税条例等で定める要件を満たす場合には、申請により減免を受けることができます。

※ 《固定資産減免申告書》は、税務住民課又は町ホームページにあります。

5 国税との主な違い

項 目	固定資産税(償却資産)の取扱い	国 税 の 取 扱 い
償却計算の基準	賦課期日制度(毎年1月1日)	事業年度制度
減価償却の方法	一般の資産は定率法 ※国税の「旧定率法」で使用する償却率と同じ率を、固定資産評価基準別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」に規定	○建物並びに平成28年4月1日以後に取得をする建物附属設備及び構築物以外の一般の資産は、定率法・定額法の選択制 ○定率法を選択した場合 ・平成24年4月1日以降に取得された資産は「定率法(200%定率法)」を適用 ・平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得された資産は「定率法(250%定率法)」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳	×(注1)	○
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	×	○
増加償却 (所得税・法人税)	○(注2) 税務署長への届出書(写)を添付	○
評価額の最低限度	取得価格の5/100	備忘価格(1円)まで
改良費(資本的支出)	区分評価	原則区分評価、一部合算も可

(注1) 固定資産税は、圧縮記帳の制度は認められません。国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮を行なったものについては、圧縮前の取得価額で申告してください。

(注2) 法人税法若しくは所得税法の規定による増加償却又は認められた資産については、固定資産税評価上控除額の加算を行なうことができます。適用を受けたことが分かる書類を償却資産申告書とともに提出してください。

6 参 考

評価額の計算方法

償却資産の評価額は、資産の取得時期、取得価額及び耐用年数をもとに、以下のとおり計算します。ただし、個々の資産について、取得価額の5%が最低限度額となります。

計 算 式

- ・前年中に取得した資産

$$\text{取得価額} \times (1 - r/2) \cdots (\text{ア})$$

- ・前年前に取得した資産

$$\text{前年度評価額} \times (1 - r) \cdots (\text{イ})$$

※ r …耐用年数に応ずる減価率

[計算例]

取得時期令和6年5月、取得価額450,000円、
耐用年数5年の場合

$$\cdot \text{令和7年度} = 450,000 \text{ 円} \times 0.815 = \underline{366,750 \text{ 円}}$$

$$\cdot \text{令和8年度} = 366,750 \text{ 円} \times 0.631 = \underline{231,419 \text{ 円}}$$

$$\cdot \text{令和9年度} = 231,419 \text{ 円} \times 0.631 = \underline{146,025 \text{ 円}}$$

⋮ (途中省略)

$$\cdot \text{令和13年度} = 36,686 \text{ 円} \times 0.631 = \underline{23,148 \text{ 円}}$$

$$\cdot \text{令和14年度} = 23,148 \text{ 円} \times 0.631 = 14,606 \text{ 円} < \underline{22,500 \text{ 円}}$$

※ 令和14年度で、算出額が取得価額の5% (22,500円) より小さくなるので、以降22,500円が評価額になります。

償却資産減価残存率表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中 取 得	前年前 取 得			前年中 取 得	前年前 取 得
	r	(ア) $1 - r/2$	(イ) $1 - r$		r	(ア) $1 - r/2$	(イ) $1 - r$
2	0.684	0.658	0.316	14	0.152	0.924	0.848
3	0.536	0.732	0.464	15	0.142	0.929	0.858
4	0.438	0.781	0.562	16	0.134	0.933	0.866
5	0.369	0.815	0.631	17	0.127	0.936	0.873
6	0.319	0.840	0.681	18	0.120	0.940	0.880
7	0.280	0.860	0.720	19	0.114	0.943	0.886
8	0.250	0.875	0.750	20	0.109	0.945	0.891
9	0.226	0.887	0.774	21	0.104	0.948	0.896
10	0.206	0.897	0.794	22	0.099	0.950	0.901
11	0.189	0.905	0.811	23	0.095	0.952	0.905
12	0.175	0.912	0.825	24	0.092	0.954	0.908
13	0.162	0.919	0.838	25	0.088	0.956	0.912

償却資産 Q&A

Q 償却資産の制度は最近できた制度ですか？

A 償却資産は、昭和25年のシャープ勧告に基づき行われた地方税制度の根本的改正により、事業用の資産一般に対する固定資産税として、土地・家屋とともに創設された制度です。

Q 償却資産はなぜ申告しなければいけないのですか？

A 地方税法第383条規定により、償却資産の所有者は毎年1月1日現在(賦課期日)の資産を申告する義務があります。

また、償却資産は土地・家屋のような登記制度がなく、所有者や申告内容の把握が困難であるため、毎年申告をお願いしております。

Q 免税点未満でも申告しないといけないのですか？

A 申告してください。申告していただいた内容について評価をし、その結果により免税点未満であるかどうか判断します。

Q 資産の内容に変更がなくても申告しないといけないのですか？

A 申告してください。15ページの【18】にあるように「増減なし」と記入いただくだけで結構です。

Q 耐用年数を経過し、償却済みとなった資産も申告の対象になりますか？

A 対象となります。償却済みの資産でも、所有していて事業用に使用している限り申告していただく必要があります。

Q 共同住宅（アパート）を新築し、家屋評価を受けたのですが、償却資産の申告書が届きました。申告する必要があるのですか？

A 申告してください。家屋評価はあくまでも家屋としての評価を決める調査となります。家屋として評価をしない備え付けエアコンや駐車場の舗装、フェンス、浄化槽等は償却資産の申告対象となります（3ページ～5ページ参照）。申告書とともに工事見積内訳書をご持参ください。

Q テナントとして店舗を借りて事業をしているのですが、その場合の内装工事等はどうなるのですか？

A ご契約後に、付加された内装造作工事や水廻り増設工事等は償却資産の対象となります（地方税法第343条第10項、大多喜町税条例第54条第8項）。お持ちの器具や備品等の資産とともにご申告ください。

Q リースにより機械を導入しましたが、申告は誰がすべきですか？

A 1月1日にその資産を所有している方に申告していただきます。したがって、償却資産のリースを受けている場合は、基本的にリース会社に申告していただきます。

※ただし、リース期間終了後、無償で譲り受けることを条件に借りている場合や、割賦販売の場合は、両者に納税義務がありますが、申告していただくのは最終的に所有者となる借主の方になります。

※所有権移転外ファイナンスリース取引について、税務会計上売買取引として取り扱われますが、固定資産税（償却資産）においては、資産の所有者であるリース会社に申告していただきます。

Q フォークリフトを購入しましたが、償却資産の課税対象となりますか？

A 大型特殊自動車は課税対象ですので、申告が必要です。小型特殊自動車は軽自動車税の対象となりますので、償却資産の申告の必要はありません。

ただし、小型特殊自動車は公道を走らず工場などの構内だけで使用する場合でも、軽自動車税の課税対象ですので登録が必要です。登録手続きは大多喜町役場税務住民課又は出張所で受け付けております。

●小型特殊自動車の規格（以下の基準をひとつでも超えていれば大型特殊自動車です）

	長さ (m)	幅 (m)	高さ (m)	最高速度 (km/h)	総排気量 (リットル)
産業・建設用車両	4.70 以下	1.70 以下	2.80 以下	15 以下	制限無し
農耕作業用車両	制限無し	制限無し	制限無し	35 未満	制限無し

Q 実地調査とは何ですか？

A 償却資産について会社の固定資産台帳と申告内容に差異がないか調査します。

地方税法第408条では固定資産評価員に少なくとも毎年1回調査をさせなければならないとされています。大多喜町でも順次実地調査を行っています。

また、調査の結果、申告内容の修正をお願いすることがありますが、その場合は現年度に限らず資産の取得年次に応じて過年度に遡及して課税いたしますので、予めご承知おきください。

Q 太陽光発電設備を設置しましたが、申告をしないといけないのですか？

A 太陽光発電設備も償却資産に該当し、固定資産税の課税の対象となる場合があります。以下の『設置者および発電規模別の課税区分』及び『発電に係る設備の部分別評価区分』をご参考に所有されている太陽光発電設備の設置状況を確認してください。

・設置者および発電規模別の課税区分

設置者	10kW 以上の太陽光発電設備 (余剰売電・全量売電)	10kW 未満の太陽光発電設備 (余剰売電)
個人（住宅用）	<u>家屋の屋根などに経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置し、発電量の全量又は余剰を売電される場合は、売電するための事業用資産となり、発電に係る設備は課税の対象となります。</u>	<u>売電するための事業用資産とはなりませんので、償却資産としては課税の対象外となります。</u>
個人（事業用）	個人の方であっても事業の用に供している資産については、発電出力量や、全量売電か余剰売電かにかかわらず償却資産として課税の 対象 となります。	
法人	事業の用に供している資産になりますので、発電出力量や、全量売電か余剰売電かにかかわらず償却資産として課税の 対象 となります。	

・発電に係る設備の部分別評価区分

太陽光パネルの設置方法	太陽光発電設備					
	太陽光パネル	架台	接続ユニット	パワーコンディショナー	表示ユニット	電力量計算等
家屋に一体の建材（屋根材など）として設置	家屋	家屋	償却	償却	償却	償却
架台に乗せて屋根に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却
家屋以外の場所（地上や家屋の要件を満たしていない構築物など）に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却

※家屋…家屋として評価の対象となります。償却資産としての申告は不要です。

※償却…償却資産に該当します。償却資産として申告が必要です。

(2) 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例

（色部分は記入不要）

- ◎ この種類別明細書には、令和6年1月1日現在の所有資産が打ち出されていますので、令和6年1月2日から令和7年1月1日までに取得した資産、及び売却・滅失・移動等により減少した資産がある場合、又は打出し内容に変更がある場合は記入してください。
- ◎ ページ毎で増減・変更がない場合には、この種類別明細書を提出する必要はありません。
- ◎ 初めて申告される方は、令和7年1月1日現在所有している資産を全部記入してください。

令和7年度 償却資産種類別明細書

氏名コード 99999999
氏名又は名称 株式会社 OOI業

種 1 2 3 4 5 6
類 構 機 船 航 車 工

資産コード 備 注	資産の名称等	数量	取得年月 年 月	取得価額	耐用年数		残存率	06年度評価額	07年度課税標準額	特例コード	摘要
					変更年度	新					
1	駐車場舗装	1	S63 8	18000000	10						
1	フェンス	1	H16 3 8	12000000	9						前年中に減少した資産は資産の名称から朱線(=)で消してください。
1	内装工事(大多喜工場)	1	H10 5	21000000	10						打出し内容に誤りがある場合には該当箇所を訂正してください。
1	防音壁	1	H12 5	23000000	10						耐用年数省令の改正により耐用年数を変更する場合は、改正後の耐用年数に訂正し、「省令改正」と記入してください。
2	フライス盤	1	H10 5	46000000	9						資産の一部を減少した場合は訂正後の数量又は取得価額を朱書きしてください。
2	コンプレッサー	1	H12 5	25000000	9						申告もれ、または移動により増加した資産の内、耐用年数省令の改正により耐用年数を変更した資産がある場合は、その内容と改正前の耐用年数を記入してください。
2	NC自動旋盤	1	H17 11	13500000	9						【摘要】欄に記入する事項 資産が減少した場合、申告の内容の修正がある場合は、その年月と理由を記入してください。
2	切断機	1	H20 10	7350000	9						また、課税標準の特例がある資産については、その内容を記入してください。
5	フォークリフト(トヨタ5FG35)	2	S63 11 2	24000000	4						
6	エアコン	2	H19 8	600000	6						
1	フェンス	1	H29 3	15600000	10						
2	溶接機	1	H21 8	23000000	9						
2	スボット溶接	1	H19 6	423164	9						
2	プレス20t(中古)	1	H29 2	15000000	2						
5	フォークリフト(2FD-180)	1	H29 10	20000134	4						
6	テレビ	1	H25 10	2800000	5						

【速書】
記入の必要はありません。

【資産の名称等】
資産の名称・規格等を具体的に記入してください。
29字以上になるものは簡略して28字以内で記入してください。

フォークリフトについては、メーカー・型式を記入してください。

資産の種類
1…構築物・建物附属設備
2…機械及び装置
3…船
4…航空機
5…車両及び運搬具
6…工具・器具及び備品

【取得年月(年号)】
S…昭和
H…平成
R…令和

【取得価額】
資産を取得するために要した費用(引取運賃、保険料、手数料、据付費等の付帯費を含む。)を記入してください。
圧縮記帳は地方税法上認められませんので圧縮前の取得価額を記入してください。

【耐用年数】
「減価償却資産の耐用年数に関する省令」別表第1から第6(別表第3及び第4を除く)に掲げる耐用年数を記入してください。
耐用年数の短縮・見種耐用年数を適用している場合には、実際に適用している耐用年数を書き、摘要欄にその旨を記入してください。

※ 電算処理用のデータとしますので、枠の中にいらないに書いてください。

(3) 償却資産とその耐用年数

(抜粋)

資産の種類		細目	耐用年数	細目	耐用年数	細目	耐用年数			
1 構築物 及 建物附属設備	構築物	ビチューマルス路面	3	打込み井戸	10	広告用のもの	{金属造 その他	20		
		アスファルト路面	10	工場緑化施設	7			10		
		コンクリート路面・砂利道	15	庭園	20	農業用ハウス	{鉄骨造 ビニールハウス	14		
		金属製へい	10	仮設建物	7			8		
	ブロックべい	15								
	建物附属設備	可動間仕切り	{簡易なもの その他のもの	3	屋外消火栓	8	アーケード・日よけ設備	15		
15				屋外給排水設備	15	13				
					冷凍機の出力が 冷暖房設備 {22kw 以下のもの その他のもの	15		15		
2 機械及び装置		食料品製造業用設備	10	化学工業用設備		電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備				
		繊維工業用設備		臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備	5	光ディスク製造設備	6			
		炭素繊維製造設備				プリント配線基板製造設備	6			
		黒鉛化炉	3	塩化りん製造設備	4	フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備	5			
		その他の設備	7	活性炭製造設備	5	その他の設備	8			
		その他の設備	7	ゼラチン又はにかわ製造設備	5	道路貨物運送業用設備	12			
		木材又は木製品製造業用設備	8	半導体用フォトリジスト製造設備	5	運輸に附帯するサービス業用設備	10			
		印刷業又は印刷関連業用設備		フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏光板用フィルム製造設備	5	飲食料品小売業用設備	9			
		デジタル印刷システム設備	4	その他の設備	8	その他の小売業用設備				
		製本業用設備	7	生産用機械器具製造業用設備		ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	8			
		新聞業用設備		金属加工機械製造設備	9	その他の設備				
		モノタイプ、写真又は通信設備	3	その他の設備	12	主として金属製のもの（ソーラーパネル等）	17			
		その他の設備	10	業務用機械器具製造業用設備	7	その他のもの	8			
		その他の設備	10	電気機械器具製造業用設備	7	宿泊業用設備	10			
		プラスチック製品製造業用設備	8	情報通信機械器具製造業用設備	8	飲食店用設備	8			
		ゴム製品製造業用設備	9	輸送用機械器具製造業用設備	9	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	13			
		金属製品製造業用設備		農業用設備	7	自動車整備業用設備	15			
				林業用設備	5					
		5 車両及び運搬具		フォークリフト	4					
		※償却資産の対象は大型のみ								
6 工具、器具及び備品	工具	金型	2	切削工具	2	治具及び取付工具	3			
		測定又は検査工具	5							
	器具及び備品	事務機・椅子	{金属製 その他	15	複写機・計算機	}5	広告器具	{金属製 その他	10	
		8	レジスター・タイムレコーダー	5	5					
		応接セット	{接客業用 その他	5	電子計算機	{パソコン その他	4	金庫	{手さげ金庫 その他	5
		8	8	5	20					
		陳列たな	{冷凍機又は冷蔵機 その他	6	インターホン・放送用設備	6	理・美容機器	5		
		ケース	{その他	6	電話設備・通信機器	{6 10	レントゲン	{移動式・救急車用 その他	4	
		8	8	試験・測定機器	5	6	7			
		テレビ・ステレオ等音響機器	5	カメラ・映写機・望遠鏡	5	歯科診療用ユニット	7			
		冷暖房用機器	6	写真製作機器	8	自動販売機・両替機	5			
		電気冷蔵庫・洗濯機	}6	看板・ネオンサイン	3	焼却炉	5			
		その他電気ガス機器								

なお、この償却資産の範囲は、法人税確定申告書別表 16 (一)、(二)〈減価償却額の計算〉または所得税確定申告書の減価償却費の計算欄に記入された資産から、固定資産税が課税される家屋、自動車税及び軽自動車税が課税される自動車等を除いたものにおおむね一致します。